

令和元年度国民年金保険料 免除・納付猶予申請の受け付けが始まります

国民年金保険料の納付に困ったら・・・

所得が少ないなど、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、申請手続きをすることで保険料の納付が免除または猶予されます。令和元年度(7月～令和2年6月分)の申請の受け付けは7月1日からです。

また、2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

定額保険料 (月額)	令和元年度	平成30年度	平成29年度	将来受け取る 老齢基礎年金額
	1万6,410円	1万6,340円	1万6,490円	
全 額 免 除	0円	0円	0円	全額納めた場合の 8分の4
4分の3免除	4,100円	4,090円	4,120円	全額納めた場合の 8分の5
半 額 免 除	8,210円	8,170円	8,250円	全額納めた場合の 8分の6
4分の1免除	1万2,310円	1万2,260円	1万2,370円	全額納めた場合の 8分の7

納 付 猶 予	0円	0円	0円	年金額に反映されない※)
---------	----	----	----	--------------



平成28年度以降の申請から対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。(令和7年6月まで)

※ 納付猶予の期間は、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。

【審査基準】

所得審査対象者	免除の種類	所得基準(申請年度の前年所得)
本人・配偶者・世帯主	全 額 免 除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
	4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
	半 額 免 除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
	4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
本人・配偶者	納 付 猶 予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

【追納制度】

免除・納付猶予後の保険料は、10年以内であれば後日に納めることで、老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。(ただし、3年目以降に納付する場合、加算金が付きます)

■問い合わせ先 半田年金事務所 ☎(21)2322

住民福祉課国保年金係 ☎(48)1111(内1116)